

「教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用に関する建議」の実施状況報告等において説明願いたい事項

建議事項（平成 26 年 11 月 4 日）	実施状況報告（全体版）（平成 27 年 5 月）	確認したい事項
<p>1. 事故情報の収集（建議事項 1） 教育・保育施設等において消費者事故等が発生した場合、政府全体として事故の発生状況を的確に把握し、被害の拡大防止と再発の防止を図るため、消費者庁並びに内閣府、文部科学省及び厚生労働省は密接に連携し、次の措置を講ずること。</p>		
<p>（1）内閣府、文部科学省及び厚生労働省（以下「関係府省」という。）は、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の施行に向けて、関係府省において平成 26 年 9 月から開催されている教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（以下「事故再発防止策検討会」という。）において、事故情報収集の仕組みを検討するに当たっては、消費者庁の協力を得て、消費者安全法第 12 条の規定に基づく通知制度を含めて検討すること。</p>	<p><内閣府、文部科学省、厚生労働省> 建議事項 1（1）（3）について 教育・保育施設等における消費者事故等に係る事故情報収集の仕組みについては、事故再発防止策検討会への出席を求める等、消費者庁の協力を得つつ検討を進め、同検討会の中間取りまとめ（同年 11 月 28 日。別添 1（内閣府、文部科学省、厚生労働省）参照）において方針を取りまとめるとともに、同中間取りまとめに基づき、平成 27 年 2 月 16 日付け府政共生 96 号・26 初幼教第 30 号・雇児保発 0216 第 1 号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（以下「事故報告等通知」という。別添 2（内閣府、文部科学省、厚生労働省）参照）を発出したところである。 同中間取りまとめ及び事故報告等通知においては、</p>	<p><对内閣府、文部科学省、厚生労働省、消費者庁> ○ 事故再発防止策検討会の中間取りまとめ及びその後の検討状況について説明願います。 ○ 事故情報等通知を发出以降に報告のあった事故報告の状況について説明願います。 ○ 上記に関して、消費者庁に報告のあった事故報告の状況について説明願います。</p>

建議事項（平成 26 年 11 月 4 日）	実施状況報告（全体版）（平成 27 年 5 月）	確認したい事項
	<p>特定教育・保育施設等において死亡事故等の重大事故が発生した場合における施設・事業者から市町村・都道府県を経ての関係府省への報告ルート等について明確化するとともに、施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県が、第一報を受けた段階で、消費者安全法に基づき確実に消費者庁に報告するよう、各地方公共団体に求めているところである。</p> <p>また、「消費者事故等の通知について」(平成 27 年 5 月 22 日付け消費者庁消費者安全課・消費者庁消費者政策課・文部科学省大臣官房総務課事務連絡。別添 3(文部科学省)参照)を発出し、幼稚園を含む教育機関等における消費者事故等について、漏れなく消費者庁に通知されるよう、改めて周知を行っているところである。</p>	
<p>(2) 厚生労働省は、事故情報を収集する仕組みのないベビーシッター事業や、十分に事業の実態を把握できていない小規模な認可外保育施設についても、事故情報を適切に収集する仕組みを構築すること。</p>	<p><厚生労働省> 建議事項 1 (2) について</p> <p>また、上記の通知において、報告の対象となる施設・事業の範囲を「特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）」、「特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）」、「地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、延長保育事業及び病児保育事業に限る。）」、「認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業」とし、事故情報を適切に収集することとしている。</p> <p>なお、「社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」において、これま</p>	<p><対厚生労働省></p> <p>○ いわゆる「ベビーシッター」については、依頼者の自宅または、シッター宅で子どもを預かる形態がありますが、漏れなく手当されるのかお聞かせください。</p>

建議事項（平成 26 年 11 月 4 日）	実施状況報告（全体版）（平成 27 年 5 月）	確認したい事項
	<p>で都道府県知事、指定都市市長、中核市市長に対する届出制の対象外であった 1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の認可外保育施設についても、「届出義務を課すことが適当」との議論のとりまとめが平成 26 年 11 月 19 日に出されたことを受け、今後、1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の認可外保育施設についても、都道府県等が把握できるよう届出義務を課すことを予定している(平成 28 年 4 月 1 日までに施行する予定)。</p> <p>加えて、放課後児童クラブについては、平成 27 年 3 月 27 日付け雇児育発 0327 第 1 号「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故の報告等について」(別添 3（厚生労働省）参照)において、各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部（局）長に対し、また、ファミリー・サポート・センター事業については、平成 27 年 3 月 27 日付け雇児職発 0327 第 1 号「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における事故の報告等について」(別添 4（厚生労働省）参照)において、各都道府県・指定都市・中核市ファミリー・サポート・センター担当課長に対し、消費者安全法に基づく報告を消費者庁消費者安全課に行うよう通知した。</p>	
<p>(3) 消費者庁は、消費者安全法第 12 条の規定に基づく事故情報の通知制度について、関係府省に対し、消費者庁へ通知する教育・保育施設等における事故情報の範囲や通知方法を継続的に周知し、必要に</p>	<p><消費者庁> 建議事項 1 (3) について 消費者庁では、消費者安全法の規定に基づく消費者事故等の情報の通知制度について、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（平成 26 年 11 月 17 日）等の様々な機会を通じて、関係府省</p>	<p><対消費者庁> ○ 改定された「消費者事故等の通知の運用マニュアル」の充実した部分について説明願います。 ○ 地方公共団体に周知しても、地方公</p>

建議事項（平成 26 年 11 月 4 日）	実施状況報告（全体版）（平成 27 年 5 月）	確認したい事項
<p>応じて通知を督促すること。</p> <p>また、関係府省は、教育・保育施設等において消費者事故等が発生した場合には、同条の規定に基づき、事故情報が漏れなく消費者庁に通知されるようにすること。</p> <p>そのため、関係府省は、通知の対象となる消費者事故等が発生した場合の事故情報の通知に関して、地方公共団体の教育・保育施設等担当部局から所管府省を経て消費者庁へ通知する方法を含めて検討するとともに、地方公共団体を通じて、教育・保育施設等に対して事故情報の報告について協力を求めること。</p>	<p>に説明してきたところである。さらに、消費者安全法の事故情報の範囲や通知方法について記載した「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を改訂し、教育・保育施設等の事故事例を記載すること等により内容を充実させ、関係府省の大臣官房長等に対し、地方公共団体等への周知を依頼した（27年3月27日）。</p>	<p>共団体内では、消費者行政部門への周知にとどまり、児童福祉部門・教育委員会等への周知がなされていないという懸念に対して、どう対応されるのかお聞かせください。</p> <p>○ 今後の事故情報の通知制度の継続的な周知について、具体的にどう対応されるのかお聞かせください。</p>
<p>2 . 事故情報の分析及び活用（建議事項 2）</p> <p>集約した教育・保育施設等における消費者事故等の情報について、その情報が被害の拡大防止及び再発防止に向けて確実に活用されるよう、消費者庁及び関係府省は、密接な連携により、次の措置を講ずること。</p>		

建議事項（平成 26 年 11 月 4 日）	実施状況報告（全体版）（平成 27 年 5 月）	確認したい事項
<p>(1) 関係府省は、新制度の実施に向けて、教育・保育施設等において事故の被害の拡大防止及び再発防止に役立つ情報のフィードバックを行うため、事故情報に関する教育・保育施設等の現場のニーズを的確に把握することができるよう、所管府省だけではなく、施設等の運営主体又は運営主体の団体や、地方公共団体の教育・保育担当部局等を交えた検討を行うとともに、新制度の実施以後も検討を継続的に行い、改善を図っていくこと。</p>	<p><内閣府、文部科学省、厚生労働省> 建議事項 2 (1) (2) (4) (5) について 事故再発防止策検討会の中間取りまとめにおいては、関係府省に報告のあった事故情報についてデータベース化を行い、事故の背景が見えるよう、ホームページで公表することとされている。これに基づき、子ども・子育て支援新制度ホームページにおいて、既存の他のデータベースとの整合を図りつつ、事故報告等通知に基づき報告のあった事故のデータベースを公開することとしているところである。 また、事故再発防止策検討会においては、中間取りまとめにおいて残された検討課題とされた、事故の発生防止（予防）のためのガイドライン、事故発生時の対応マニュアルを含む事故情報の分析・フィードバックの在り方や、事故の再発防止のための事後的な検証の在り方等について引き続き検討を進め、本年秋頃を目途に取りまとめを行うこととしているところである。</p>	<p><对内閣府、文部科学省、厚生労働省> ○ 既存のデータベースの活用について、どのように検討されているのかを説明願います。 ○ 教育・保育施設等の現場の職員が、日々事故情報の把握を行うために、効果的と考えられる普及促進策についてお聞かせください。</p>
<p>(2) 関係府省は、教育・保育施設等で発生した事故から得られた再発防止のための知識や注意喚起などの情報について、新制度に移行しないものも含め、すべての教育・保育施設等にフィードバックすること。</p>	<p>なお、これらの検討に当たっては施設等運営主体や地方公共団体からも参画いただくとともに、個々の事故の検証に当たっての公正性の確保や、全国で発生する事故の横断的分析の観点を含めて検討を行っているところである。 <文部科学省> さらに、教育・保育施設等のうち幼稚園については、幼稚園を含む各学校種の管理下における事故等への適切な対応の在り方を検討するため設置された「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議においても、学</p>	<p><対文部科学省> ○ 「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議の検討状況について説明願います。</p>

建議事項（平成 26 年 11 月 4 日）	実施状況報告（全体版）（平成 27 年 5 月）	確認したい事項
<p>また、消費者庁は、教育・保育施設等において発生する事故は、家庭においても起こり得るものであることに鑑み、子育て世帯にも情報を届けるよう取り組むこと。</p>	<p>校関係者や地方公共団体に参画いただき、学校事故に関する情報共有の在り方や検証組織の必要性等について検討しており、年度内を目途に取りまとめを行う予定である。</p> <p><消費者庁> 建議事項 2（2）について 消費者庁では、教育・保育施設等において発生した事故情報について、「子ども安全メール from 消費者庁」を活用し、子育て世帯等に情報を届けるように取り組んだ。具体的には、保育園における滑り台の事故及び幼稚園におけるブランコの事故情報を活用し、子育て世帯等に注意喚起情報を送付した（27 年 4 月 2 日及び 5 月 14 日）。</p>	<p><対消費者庁></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て世帯に情報を届ける方法として、どのような経路・ツールを考えているかご説明願います。 ○ 本建議以降(H26.11)における子ども安全メールの登録者数の推移について説明願います。 ○ 子育て世帯等に情報を届けるために、母子手帳交付時に啓発（手帳に記載、又は書面交付等）育児休暇申請時に勤務先の人事等から啓發文書公布など、必要な情報を知らせることのできる取組について、お考えをお聞かせください。
<p>（3）消費者庁は、関係府省における（1）の検討状況や（2）の実施状況を適切に把握し、フィードバックの取組に資するよう、事故情報を提供すること。また、教育・保育施設等に向けた事故情報のフィードバックのための資料作成などに「事故情報データバンク」な</p>	<p><消費者庁> 建議事項 2（3）について 消費者庁では、関係府省における教育・保育施設等の重大事故の拡大防止及び再発防止に関する検討状況の把握に努めており、今後必要に応じて、関係府省に対し事故情報の提供を行う予定である。消費者庁「事故情報データバンクシステム」において、教育・保育施設等の関係者の利用を促進するため「保育施設等の</p>	<p><対消費者庁> -</p>

建議事項（平成 26 年 11 月 4 日）	実施状況報告（全体版）（平成 27 年 5 月）	確認したい事項
<p>どが活用できることを関係府省の協力を得て地方公共団体に周知すること。</p> <p>また、メール配信登録者に直接情報を届けることが可能な「子ども安全メールfrom消費者庁」について保育従事者や子育て世帯に登録を促すなど、プッシュ型の配信方法の一層の活用を推進すること。</p>	<p>事故情報リスト」を公表した（27 年 5 月 12 日）。また、地方公共団体の消費者行政担当課長及び社会福祉施設担当課長宛てに、事故情報データベースの活用を促す通知を発出した（27 年 5 月 29 日）。</p> <p>また、「子ども安全メール from 消費者庁」について、今後の普及促進に向けて、その啓発チラシを消費者庁や地方公共団体等主催のイベントで配布しているほか、地方公共団体の広報誌への掲載を依頼した。さらに、医療機関等でのポスター掲載等の普及促進策について検討しているところである。</p>	
<p>（４）関係府省は、事故再発防止策検討会で検討している事故情報のデータベース化にあたっては、消費者庁の「事故情報データベース」や独立行政法人日本スポーツ振興センターの「学校事故事例検索データベース」など、既存のデータベースとの整合を図り、その活用を含めて検討すること。</p>		

建議事項（平成 26 年 11 月 4 日）	実施状況報告（全体版）（平成 27 年 5 月）	確認したい事項
<p>(5) 関係府省及び消費者庁は、教育・保育施設等における消費者事故等の検証については、個々の事故の検証を行うことと、被害の拡大防止や再発防止のための知見を得ることの二つの要請があることを踏まえ、前者の要請に対しては、検証の公正性を確保する必要があること、後者の要請に対しては全国で発生する事故を地域や施設等の種別に関わらず横断的に分析することが有効であることに鑑み、それぞれの目的を達成するために適切な検証体制の構築に向けた検討を行うこと。</p>	<p><消費者庁> 建議事項 2 (5) について 消費者庁に設置された消費者安全調査委員会は、消費者安全法の規定に基づき、教育・保育施設等における事故を含め、生命身体事故等の原因及びその事故による被害発生の原因を究明し、同種又は類似の事故等の再発・拡大防止や被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について勧告又は意見具申することを所掌事務としている。</p> <p>また、消費者安全法の規定に基づき、調査委員会の委員は、独立してその職権を行い、調査委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行うことができる者と認められる者のうちから内閣総理大臣が任命している。さらに、委員等が、調査対象となる生命身体事故等の事故等原因に関係があるおそれがある者等に該当する場合は、当該委員等が当該事故等原因調査等に従事することを制限している。</p> <p>これまでも消費者庁から関係府省に対し、消費者安全調査委員会の仕組み及び活動等については説明を行ってきたところである。現在、関係府省において、教育・保育施設等における事故の再発防止のための事後的な検証の在り方について検討が行われている。消費者庁は関係府省に対し、消費者安全調査委員会の仕組み及び活動について説明を行うこと等により関係府省に協力している。</p>	<p><対消費者庁> -</p>